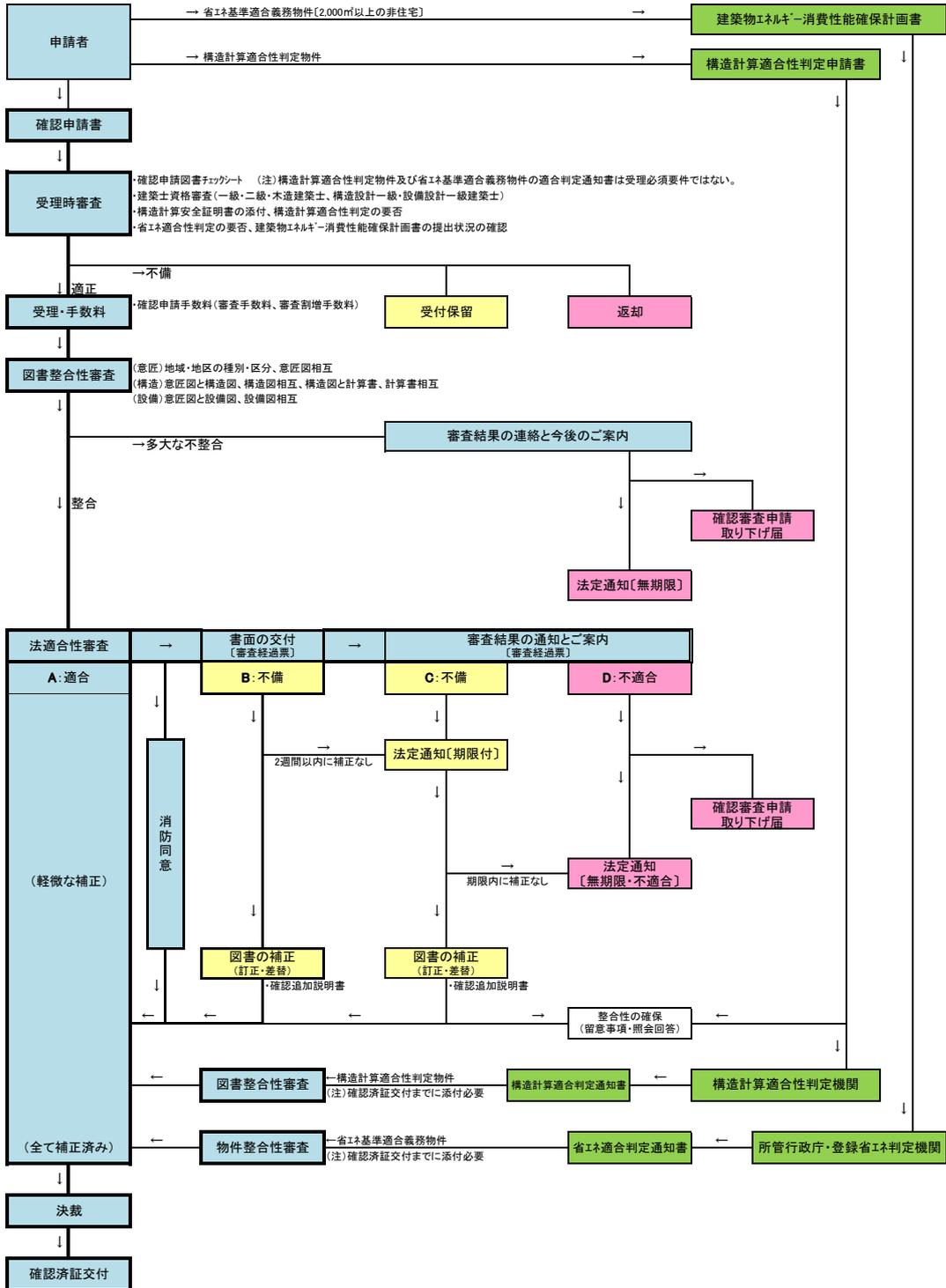


建築基準法改正〔平成29年4月1日施行〕による確認審査フロー

平成29年4月1日

建築物省エネ法の公布及び建築基準法の改正〔平成29年4月1日付け施行〕により、確認審査が以下のように変更になりました。

確認サービス



確認審査の結果	区分	審査機関の手続き	申請者の手続き
適合	法令に適合するもの	A 確認 〔法6条の2第1項〕	・確認済証の交付 なし
不備〔申請図書に不備、不明確な点がある場合〕	2週間以内に補正等ができるもの	B 書面の交付 〔H19告示835号〕	・審査結果の通知〔審査経過票〕 ・申請図書の補正 ・確認追加説明書
不備〔適合するかどうかを決定することができない正当な理由がある場合〕	補正等に期間のかかるもの ・告示通知の期限を過ぎたもの	C 法定通知 〔法6条の2第4項〕	・期限付通知書の交付 ・申請図書の補正 ・確認追加説明書
不適合	不備・不整合が多大なもの ・法令に適合しないもの ・期限付通知の期限を過ぎたもの	D 法定通知 〔法6条の2第4項〕	・無期限通知書の交付 ・不適合通知書の交付 ・確認審査申請取り下げ届(再申請)